平成２５年（フ）第９０号
埼玉県飯能市緑町13番地７
債務者　牧原　　昭
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第９２号
埼玉県所沢市小手指南２丁目１番地の14
アーバンライフ・アイ302
債務者　豊島　康夫
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６３号
埼玉県東松山市松葉町４丁目５番４号　パイングローブ201
債務者　山内　天童
１　決定年月日時　平成25年３月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
　　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第７号
京都府舞鶴市字行永443番地―Ｂ101号
債務者　塩見　章子
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
　　京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第１０号
岩手県宮古市近内１丁目２番３―202号　キクチアパート
債務者　下澤　悦子
１　決定年月日時　平成25年３月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月17日午前９時40分
　　盛岡地方裁判所宮古支部

平成２５年（フ）第３５号
北海道旭川市忠和３条３丁目３番11号
債務者　本間　和美
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月15日午後１時10分
　　旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３７号
北海道旭川市神楽岡14条４丁目４番16号　ＷｉｔｈＩ301号室
債務者　小林　淳子（旧姓西本）
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月15日午後１時10分
　　旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４０号
北海道旭川市神楽岡８条５丁目５番４号　コーポ優栄Ｂ棟201号室
債務者　高橋ヤスヱ
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月15日午後１時10分
　　旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４１号
北海道旭川市神楽岡８条５丁目５番４号　コーポ優栄Ｂ棟201号室
債務者　高橋　孝幸
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月15日午後１時10分
　　旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４２号
北海道富良野市緑町16番25号
債務者　永沢　正子（旧姓大下）
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月15日午後１時10分
　　旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４４号
北海道旭川市新富１条３丁目５番６号　アスティ13Ｃ112号
債務者　佐々木　清
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月15日午後１時10分
　　旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４７号
北海道旭川市東光13条４丁目４番１号　シティハイムパセオ203号室
債務者　宮崎　貞夫
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月15日午後１時10分
　　旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４８号
北海道旭川市忠和５条２丁目２番５号　コーポラルＫ
債務者　六田貴美子
１　決定年月日時　平成25年３月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月15日午後１時10分
　　旭川地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３１３号
北海道川上郡弟子屈町朝日１丁目５番18号、破産手続開始決定時の住所北海道川上郡弟子屈町朝日２丁目２番３―３号
破産者　江上　元子
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
　　釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２９号
相模原市中央区緑が丘１丁目12番５号
破産者　濵田　英司
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
　　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１２３号
新潟県新発田市諏訪町２丁目４番２号
破産者　石井八壽江
１　決定年月日　平成25年３月６日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
　　新潟地方裁判所新発田支部